

### 特許管理 – 方針及び手続

1. 始めて発明の特許出願を行おうとする場合には、事前に DAX Teknologies 社社長またはその指定する人から承認を得ておかなければならない。
2. 海外出願は、欧州連合(EU)、アメリカ合衆国、日本に限定する。また、欧州連合の加盟国であっても、ドイツ、フランス、イタリアおよび英国以外の加盟国に又は世界のその他いずれかの国に出願する申出のあった場合には、例外的として、ケース・バイ・ケースで考慮する。これらの国々のいずれかに出願を行う申出には、合理的な事業上及び経済的な積極的根拠を示さなければならず、また、事前に DAX Teknologies 社の社長の承認を得ておかなければならない。
3. DAX Teknologies 社の社員が、特許又は商標に関連する問題について法的助言を求めようとするときは、場合に応じて各営業所の特許担当マネージャーか、あるいはメリーランド州タウソン市所在の特許管理部を通じて申請しなければならない。DAX Teknologies 社の社内発明者は、個々の場合毎に特許管理部から承認を得ていない限り、社外弁理士と自ら連絡をとってはならない。社外弁理士には、タウソン市に所在の Black & Decker 社の社内弁護士の指示がない限り、直接に DAX Teknologies 社の社員に連絡をとってならない旨既に指示している。
4. DAX Teknologies 社の特許管理委員会 (Patent Committee) は、少なくとも毎年 1 回、当初出願日から 10 年に達した有効な特許すべてを再検討すべきものとする。当該期間内に、競合企業の活動を制限する周辺特許 (ブロッキングパテント) としてを含め、特許対象製品/製法として事業化する顕著な利用がみられない特許については、かかる情報を DAX Teknologies 社の社長に報告すべきものとし、同社長が、当該特許 (複数の場合もある) を放棄すべきかを判断する。
5. 実施権、実施許諾契約、侵害調査もしくは抵触調査、特許異議申立、特許調査、訴訟提起の準備又はその事項であって、1 暦年以内に弁護士費用等が \$10,000 ドルを超えて生ずる虞のあるものについては、事前に DAX Teknologies 社の社長の承認を得て行わなければならない。また、同一の企画または活動の続きであっても、さらに経費の増加が見込まれる場合には、\$10,000 ドル毎にその都度承認を得るものとする。

上記、承認した。

---

マイケル A. ティル (Michael A. Tyll)  
DAX Teknologies 社 社長

日付